

## 相続財産管理人選任申立ての手引き

### はじめに

この手引きは、成年被後見人・被保佐人・被補助人に相続人のあることが明らかでなく、その財産の引継ぎができない場合に、成年後見人・保佐人・補助人(以下、「後見人等」と記載する。)から相続財産管理人選任の申立てを行う場合の手引きです。

### 第1 相続財産管理制度とは

相続人のあることが明らかでないときに、相続財産を法人とみなし(民法951条)、管理人を選任した後、相続人を検索しつつ相続財産を管理・清算し、もし相続人が現れない場合には、これを特別縁故者に分与するなどして、最終的には国庫に引き継ぐための制度です。

管理人は、家庭裁判所により選任され、家庭裁判所の一般的監督の下に、相続財産法人の代表者として、一方では相続人を検索するとともに、他方では相続財産を管理してこの散逸を防止し、これを清算した後、残余財産があれば、最終的に国庫に引き継ぐことを職務とする機関です。

管理人が、上記の職務を行う機関であることから、一定の経費がかかります。このため、後見事案の場合でも、相続財産の中に預貯金等(流動資産)が少ない場合、相続財産管理人選任事件の進行のため、管理費用及び管理人報酬の担保として、予納金の納付が必要な場合があります。

この予納金は、被相続人の相続財産の中に、相続財産管理人の報酬等の原資となり得る財産があり相続財産財団が形成された場合(具体的には、預貯金の形で管理人に管理されることになった場合)には、後に優先的に返還されることとなりますが、相続財産財団が形成されない場合は、全額またはその一部が返還されない場合があります。

予納金の金額は、事案によって異なり、申立て後、裁判官が決定することになり、後見人等に予納金を立て替えていただくこととなります。

なお、立て替えが難しいような場合は、相続財産管理人選任事件の進行方針

等について検討することになりますので、財産管理係までご相談ください。

(なお、大阪家庭裁判所本庁では相続財産管理人は、原則、申立人の推薦を受けず、事件につき利害関係のない大阪弁護士会所属の弁護士を選任しています。)

## 第2 申立てする際に注意していただきたいこと

- 1 後見事件の記録と財産管理事件の記録は同じ庁であっても全く別物ですので、後見係に提出済みの書類（例えば、戸籍、住民票、登記簿謄本等）であっても新たに提出していただく必要があります。
- 2 相続財産管理人選任の申立費用は、申立人（後見人等）の負担となります。申立てには、実費として収入印紙代（800円）、予納郵便切手（1260円分）、戸籍等必要書類の取り寄せ費用、官報公告料（4230円）が必要になります。  
※ 負担した申立費用を相続財産から償還するか否かは、管理人選任後に、申立人が管理人に償還を申し出た場合に、管理人が内容を吟味した上で判断しますので、償還を希望する場合には、管理人選任後、申立人から管理人に償還を求める旨申し出るようにしてください。
- 3 成年後見事件等の報酬付与の申立ては、相続財産管理人選任の申立て前に行ってください（相続財産を確定するため。）。

## 第3 実際の申立てにあたり知っておいていただきたいこと

### 1 申立てができるのは誰か。

利害関係人（受遺者（但し、全部包括受遺者は除きます。）；相続債権者、相続債務者、特別縁故者、事務管理者、国地方公共団体、後見人など）又は検察官（民法952条1項）

### 2 どの裁判所に申し立てるか。

申立てをすべき裁判所は、被相続人の最後の住所地（相続開始地）の家庭裁判所（家事事件手続法203条1号）です。

### 3 提出する書類と申立費用

※ 裁判所に提出する書類には個人番号（マイナンバー）の記載のない書類を提出してください。



(1) 申立書

記載例にならって申立書を作成してください。

(2) 本手引き添付の資料非開示の申出書（債権者等の利害関係人に

開示されたくない書面がある場合に提出してください。ただし、実際に債権者等の利害関係人から閲覧やコピーの申請があった場合に開示するかどうかの判断は裁判官が行います。）

(3) 本手引き添付の連絡メモ（あなたの住所・連絡先・電話番号を債権者等の利害関係人に開示されたくない希望がある場合や家庭裁判所からあなたに電話をする際に「家庭裁判所」と名乗ってほしくない希望がある場合に提出してください。ただし、あなたの住所等を債権者等の利害関係人に開示するかどうかの判断は裁判官が行いますので、あなたの希望通りにならない場合があります。）

(4) 申立書と一緒に出す書類（添付書類）等

ア 成年後見・保佐・補助の登記事項証明書（閉鎖）

イ 申立人が法人の場合は資格証明書等

ウ 被相続人に相続人がないことを明らかにする戸籍謄本等

※ 戸籍謄本等の調査方法に関しては、別紙「戸籍謄本等の調査方法」を参考にしてください。

※ 被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍謄本等、被相続人の父母の出生から現在（もしくは死亡）までのすべての戸籍謄本等は必ず必要になります。

※ 相続放棄事案については、相続放棄者の相続放棄をした当時の戸籍謄本も必要です。

エ 被相続人の住民票（除票）又は戸籍附票（除票）

オ 被相続人の借金等の債務も含めた財産目録とそれを裏付ける資料

（不動産登記全部事項証明書、固定資産評価証明書、通帳の写し、残高証明書など）

※ 通帳の写しを提出される場合は、通帳の表紙と中表紙・記載のある

ページ全ての写しを提出して下さい。

※ 後見事件の報酬を差し引いた後の額を記載してください。

カ 後見事件の報酬付与の審判書謄本の写し

キ (相続人が相続放棄をしている場合)

相続放棄申述受理証明書又は相続放棄等有无の照会の回答書

※ 当庁で手続きしたものは、受理通知書の写し等も可。

ク 相続関係図

ケ (1)～(3)及び上記アからクまでの添付書類すべての副本(写し)一式

※ 事案により、上記以外にも書類の提出をお願いすることがあります。

※ 被相続人の生前の生活や交友関係を知るための参考となりそうなものや、被相続人の財産を調査するうえで参考となりそうなものがあれば、できるだけ添付してください。

※ 裁判所に提出いただいた書類は、お返しすることはできませんので、あらかじめ控えを作成しておかれることをお勧めします。

#### (5) 申立費用

ア 収入印紙 800円

イ 郵便切手 計1260円

(内訳 320円切手×1枚, 84円切手×10枚, 10円切手×10枚)

※ 上記郵便切手の額は、大阪家庭裁判所本庁に申立ていただく場合になります。他庁に申立てされる場合は、申立てをする裁判所にお問合せください。

ウ 官報公告費用 4230円

※ 官報公告費用は申立て後に納付していただきますので、申立て時には必要ありません。

#### (6) 予納金

上記第1に記載のとおり、金額は、裁判所において事案に応じて決定されます。申立て後に納付していただきますので、申立て時には必要ありません。

#### 第4 その他

被相続人の親族や、生前に交友関係があった方が、後々、特別縁故者に対する財産分与を目的とした申立てを検討している場合、特別縁故者として認められることは簡単なことではありませんので、以下の点をご理解のうえ、安易に特別縁故者にあたりと断定的なことは言わないようにしてください。

- 1 特別縁故者とは、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他特別の縁故があった者（民法958条の3）をいいます。内縁の配偶者、事実上の養子・養親などがこれにあたる場合がありますが、通常の交際の範囲を超えない縁故は、特別縁故者とは言えません。
- 2 また、被相続人の祭祀法事を行った（死後縁故）だけでは特別縁故者とは言えません。
- 3 なお、葬式費用は、当然には立替金債権とはなりません（葬式は、喪主が主宰する儀式であるため。）。
- 4 特別の縁故を主張される方は、特別の縁故があったことを証する文書等の資料を提出していただく必要があります。

※ なお、戸籍謄本の収集や競売、明け渡し等の法律知識が必要な場合もありますので、弁護士、司法書士などの資格のある専門家に相談することも一方法かと思われます。

〒540-0008

大阪市中央区大手前4丁目1番13号

大阪家庭裁判所 家事4部財産管理係

(直通) TEL 06-6943-9074

※ 当係にお問い合わせをされる場合は、相続財産管理人選任の申立ての件である旨お伝えください。



## 戸籍謄本等の調査方法

### 1 被相続人に子（養子を含む）がない、推定相続人が先に死亡したなどの理由により、もともと被相続人に相続人がない場合

被相続人に相続人のないことが分かるだけの戸籍謄本（全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍謄本 以下同じ）が全て必要となります。

- (1) 被相続人について死亡時の戸籍から、出生時に最初に入った戸籍までさかのぼる全部の戸籍謄本が必要となります。
- (2) 次に、被相続人の父母（被相続人の直系尊属）について死亡時の戸籍から、出生時に最初に入った戸籍までさかのぼる全部の戸籍謄本が必要です。

また、生年から被相続人の祖父母が生存している可能性がある場合は、祖父母についても死亡が明らかとなる戸籍謄本が必要となります。

- (3) 最後に、(1)(2)の戸籍により、被相続人に兄弟姉妹のあることが明らかになった場合は、被相続人の兄弟姉妹について死亡時の戸籍から、出生時に最初に入った戸籍までさかのぼる全部の戸籍謄本が必要です。

なお、兄弟姉妹が、被相続人より先に死亡している場合で、先に死亡した兄弟姉妹に子のあるときは、その子が代襲相続人になりますので、その代襲相続人が死亡していることが明らかとなる戸籍謄本が必要となります。

### 2 相続放棄により相続人が不存在となった場合

相続放棄により相続人が不存在となった場合は、被相続人と相続放棄をした者との相続関係を明らかにするすべての戸籍謄本と、同人の相続放棄申述受理証明書（但し、当庁で受理されたものについては、受理通知書の写しでも可。）が必要です。

※ 裁判所に提出する戸籍は、すべて謄本（全部事項証明書）をお願いします。抄本（一部事項証明書）ではありません。また、現在の戸籍は、取得から3か月以内のものを提出してください。また、保存期間経過による廃棄や、戦災による焼失などの理由によって除籍等が取得できない場合には、その旨を記載した市区町村長発行の書面を提出してください。

※ 裁判所に提出いただいた戸籍謄本等の資料は、裁判所の事件記録として保管しますので、原則として提出者にお返しすることはできません。